

【オーストラリア】2019年選挙法改正（現代化及びその他の措置）法

主任調査員 海外立法情報調査室 原田 久義

* 連邦議会選挙の立候補者に対し、国籍及び家系情報の提出を義務付ける連邦選挙法等の改正法が2019年3月1日に成立し、5月18日に実施された上下両院総選挙において初めて適用された。

1 目的

2019年3月1日、1918年連邦選挙法（1918年法律第27号）¹（以下「連邦選挙法」）及び1984年国民投票（手続規定）法（1984年法律第44号）²（以下「国民投票法」）を改正する2019年選挙法改正（現代化及びその他の措置）法（2019年法律2号）³（以下「改正法」）が成立した（同日施行）。改正法は、連邦選挙の立候補者に対し、オーストラリア憲法第44条⁴に基づき、連邦議会議員として適格か否かを立候補者自身が判断するための資格確認リスト（qualification checklist）（以下「リスト」）の提出を義務付けることを主な目的とする。

2 背景と経緯

オーストラリアでは、第45連邦議会期が始まった2016年8月30日から改正法案提出までの間に、憲法第44条の規定に違反するとしてオーストラリア高等裁判所（High Court of Australia）の判決により、15人の連邦議会議員（上院議員8人、下院議員7人）が議員欠格とされていた⁵。ターンブル（Malcolm Turnbull）首相（当時）はこうした事態を受け、2017年11月28日、連邦議会の選挙問題に関する合同常任委員会（Joint Standing Committee on Electoral Matters: JSCEM）に対し、選挙法及びその運用の向上に関する審査及び報告を付託した。2018年5月、JSCEMは4つの勧告を含む報告書⁶を提出した。政府は法案説明資料の中で、改正法はそのうち、勧告3「[憲法改正のための]国民投票が実施されない、又は[改正が]通過しない場合、オーストラリア政府は本報告書に示されたとおり、第44条の影響を軽減するための方策を検討する」⁷への対応としている⁸。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年6月12日である。

¹ Commonwealth Electoral Act 1918 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00103>>

² Referendum (Machinery Provisions) Act 1984 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00100>>

³ Electoral Legislation Amendment (Modernisation and Other Measures) Act 2019 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019A00002>>

⁴ 憲法第44条(i)は、「外国に忠誠を尽くしていると認められ、又は外国の臣民若しくは国民である者」を連邦議会議員の欠格事由として挙げている。他の欠格事由については、山田邦夫「オーストラリアの憲法事情」『諸外国の憲法事情3』2003.12, p.100. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999538_po_20030206.pdf?contentNo=6&alternativeNo=>を参照。

⁵ Damon Muller, “Electoral Legislation Amendment (Modernisation and Other Measures) Bill 2018,” *BILLS DIGEST*, NO.55, February 11, 2019, p.3. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/6491879/upload_binary/6491879.pdf;fileType=application/pdf>

⁶ Joint Standing Committee on Electoral Matters, “Excluded: The impact of section 44 on Australian democracy,” May 17, 2018. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/committees/reportjnt/024156/toc_pdf/Excluded.pdf;fileType=application%2Fpdf>

⁷ *ibid.*, p.xix.

⁸ “Electoral Legislation Amendment (Modernisation and Other Measures) Bill 2018: Explanatory Memorandum,” p.3. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r6240_ems_ad937bda-8f8a-4076-a265-984c439c68a9/upload_p>

3 主な改正点

改正法は、選挙法の附則 1、2 及び 3 を改正し、それに付随する条項及び国民投票法を改正するものである。

(1) 資格確認リスト

選挙法附則 1 には、連邦選挙立候補者が用いる立候補届出書式を始めとする様々な書式が規定されている。改正法により、書式 DB として、資格確認リストが追加された。リストの目的は、憲法第 44 条に基づき、立候補者が議員として欠格か否かを、自身で判断することを求めることにある。

リストは、①（生物学上又は養育上の）両親、祖父母の出生地を知っているか否か、②両親又は祖父母のうち、他国で生まれた者はいるか、③両親及び祖父母それぞれの出生地の詳細を記入したか否か。記入していない場合はその理由、④（生物学上又は養育上の）両親及び祖父母それぞれの国籍を知っているか否か、⑤両親又は祖父母のうち、国籍登録（descent）、帰化（naturalisation）又は他の方法により、他国の国籍を取得した者はいるか等、16 の質問項目から成り、立候補者はこれらの質問全てに、はい、いいえ、未確認（unknown）又は不明（N/A）のいずれかを選択し、回答することを義務付けられる（第 170 条第(1)項）。ただし、オーストラリア選挙委員会（Australian Electoral Commission: AEC）には、回答が誤りである、虚偽である、又は不十分であるといった理由により、立候補届出の有効・無効を判断するいかなる権限も付与されない（第 170 条第(1)項(a)号）。

AEC 委員長は、総督による連邦選挙の執行令状（writ）発布後、実行可能な限り速やかに、リストを AEC のウェブサイトに掲載しなければならない（第 181 A 条第(1)項）。AEC は、確定選挙結果報告（return of the writ）後、実行可能な限り速やかに、選出された立候補者により記入されたリストを、議会に提出しなければならない（第 181B 条）。また、提出されたリストは確定選挙結果報告後 40 日間、公開しなければならない（第 181A 条第(2)項）⁹。

(2) 供託金の引上げ

選挙法第 170 条は、選挙立候補者に対して、立候補届出書の提出とともに法定通貨又は銀行小切手による供託金の支払を命じている。これまで連邦議会上院選挙立候補者の供託金は 2,000 豪ドル¹⁰、下院選挙立候補者の供託金は 1,000 豪ドルと規定されていたが、改正法により、下院選挙立候補者の供託金が 2,000 豪ドルに引き上げられ、上院と同額になった（第 170 条第(2)項及び第(3)項）。

(3) 立候補手続に関する改正

改正法により、オンラインでの立候補届の提出を許容するため、「立候補届出書（nomination paper）」又は「立候補届出書式（nomination form）」という語が、「立候補届出（nomination）」に変更された。また、立候補は、「立候補届出書又はそのファクシミリ」が、指定された AEC 職員によって受理されない限り無効であるとされていた規定から、ファクシミリ機器の保有率の低下に対応し、「又はそのファクシミリ」の文言が削除された（第 170 条第(2)項）。

df/691158.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22legislation/ems/r6240_ems_ad937bda-8f8a-4076-a265-984c439c68a9%22>

⁹ AEC のウェブサイトにおいて公開するとは規定されていない。

¹⁰ 1 豪ドルは約 80 円（令和元年 6 月分報告省令レート）。